

2022年11月7日 国連・障害者権利条約推進議連総会配布資料

2022.8.17-25 スイス・ジュネーブ
障害者権利委員会 日本政府報告審査
傍聴報告

れいわ新選組・参議院議員 舩後靖彦

17日
議員会館 6:00 公用車
羽田 8:30 JAL
パリ 16:45 徒歩 シェラトン パリ エアポート

18日
パリ 9:00 貸し切りバス
ジュネーブ 18:00 インターコンチネンタル
(秘書はレナシオン)

19日
ジュネーブ 10:30 福祉車両（公用） 国連会議室
11:00 ブリーフィング ※入室不可
15:30 福祉車両（公用） ホテルへ

20日
ジュネーブ 10:00 zoom ジュネーブ大使あいさつ
13:00 福祉車両（私用） 市内観光

21日
ジュネーブ 13:30 福祉車両（公用） ノボテルホテル
14:00 市民団体と権利委員会の非公式対話
17:00 徒歩 Navigation停留所
17:15 路線バス乗車 cornavine駅
17:15 福祉車両（公用） ホテルへ

22日
ジュネーブ 14:30 福祉車両（公用） 国連会議室
15:00 権利委員会对日審査傍聴
18:30 福祉車両（公用） ホテルへ

23日
ジュネーブ 9:30 福祉車両（公用） 国連会議室
10:00 権利委員会对日審査傍聴
14:00 福祉車両（公用） ホテル

24日
ジュネーブ 6:00 貸し切りバス
パリ 16:00 空港着
19:00 JAL
羽田 15:30
議員会館 16:30 公用車

出張の全体 スケジュール

出発までの準備・持ち物



◆大量の手荷物

- 医療機器（予備含む）
- 枕やエアマットなど寝具
- 衣類、ケア用品
- 食事に必要なミキサー等
- いずれも生活に必須な物品

→ 力 - 卜 7 個分 + α

その他 食事関係



(上) 胃ろうに注入して食事

(左) 日本から持参した経腸栄養剤

◆胃ろうから注入

- 普段は一般的な食事をミキサーにかけて液状にして注入。旅行中もホテルに出る朝食などを自室に持ってきてミキサーにかけて胃ろうに注入
- ただ、移動中については、ラコール（経腸栄養剤）を注入した。日本国内ではラコール使わないが、移動先での食料確保やミキサー使用の難しさから判断

ケア体制



◆介助チームの体制

- 看護師 1 人、介助者 2 人、ケアマネ 1 人が同行（このうち普段介助を担当しているのは看護師と介助者 2 人）。
- 夜間は看護師はほぼ常駐、介助者 2 人は交代で勤務。介助者からは「なれない海外での夜勤は不安だった」との意見もあった。
- 過去 2 回の国内出張（沖縄、九州）に同行している介助者だった
- 体調管理については看護師が投薬、点滴などについて事前の調整を行い、万全に備えた

移動手段

羽田－パリ・シャルルドゴール



◆JALのパリ直行便を使用

- 船後＋2人＝ビジネスクラス（理由 フルフラットにできる）
- 介助者2人＋秘書2人はエコノミークラス
- 介助者2人はビジネスと行き来可能。2～3時間おきに様子を見に行く（通常は禁止）
- 一般的な経路はトランジットで空路でジュネーブに行くが、飛行機の乗り換えは様々なリスクがあるため、パリから陸路で行くことを選択

移動手段

シャルルドゴール～スイス・ジュネーブ

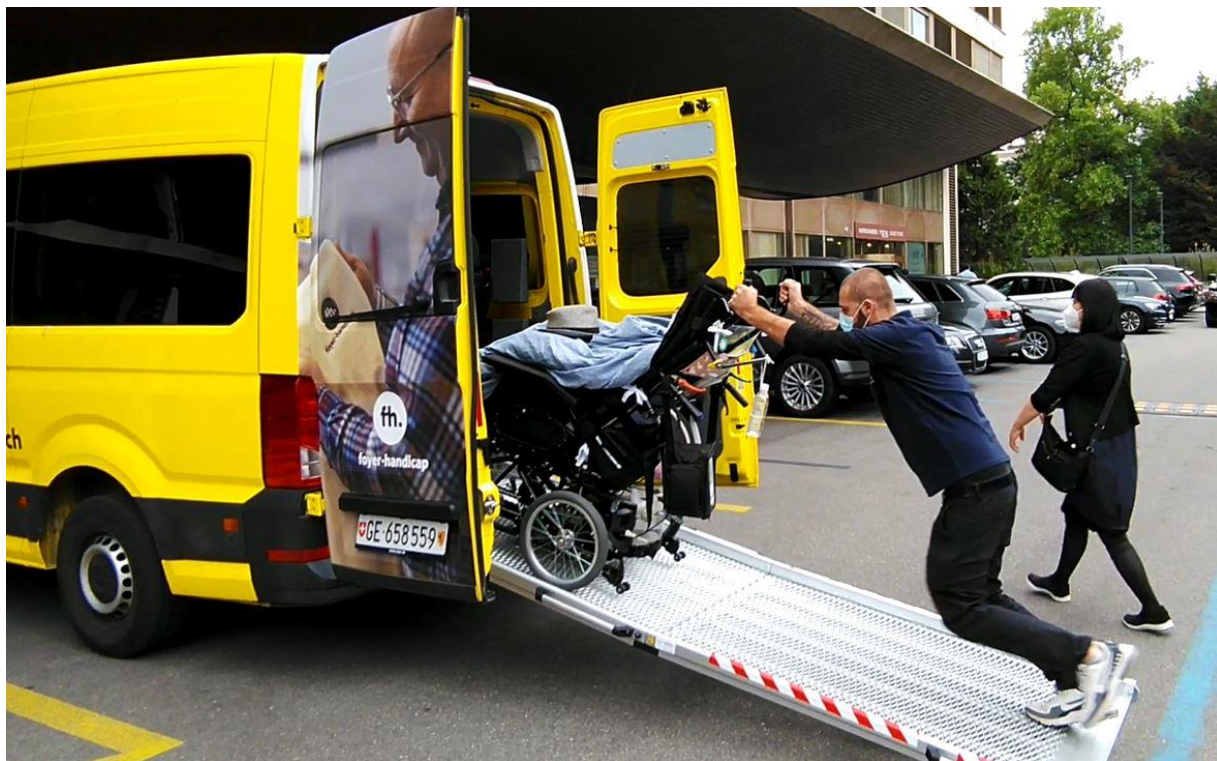


◆バスでパリからジュネーブへ

- 51人乗りバス貸し切り
- 理由①TGVが使用できない
- 理由②トランジットを避ける
- バスはリフトがついており、車椅子のまま乗降ができる
- 運転手2人＋通訳者付（リスク対応）



移動手段 ジュネーブ市内①



◆スロープ付き福祉車両

- ジュネーブ代表部を通じて、福祉車両を手配
- 公務部分は外務省負担
- 私用部分は自費。1時間約100フラン。
- 基本的に用務地（国連）－ホテルの往復
- 介助者ら3～4人が同乗

移動手段 ジュネーブ市内②



◆ジュネーブの公共交通TPG

- ترام (路面電車)、バスが市内の至る所を走行
- 路線バスに乗車。簡単に引き出せるスロープで段差なく乗降でき、車椅子スペースも非常に大きい
- バリアフリー車両は電光掲示板等で常に運行情報をお知らせしている
- ترامに乗車できなかったが、トラムはドアが開く際に自動で短いスロープが出てきて、段差がなくなる仕様

1日目 飛行機への移乗

★乗るまでに2回



- ブリッジ手前で自分の車いすから機内用車いすに移乗
- 機内用車いすからビジネスクラスのシートに移乗
- 落下防止のため、縫い合わせた手製の布で介助者と船後の体を固定させる
- 介助者3人（うち一人は呼吸器運搬）と普段通りの体制

1日目 飛行機内 離陸～着陸まで



- 通常、離着時はシートを起こす必要があるが、体への負担を考慮してフルフラットのままでOKと了解
- 食事はすべて流動食で提供してくれる
- 通常は認められないビジネス／エコノミーの行き来も介助者限定で許可（1～2時間おきにエコノミー席の介助者が交代でビジネス席へ確認）

1日目 飛行機内 機内での電源確保



(上) オットマン
下に呼吸器を設置

(左) 吸引器は隣
席の足元

- 機内で人工呼吸器と吸引器は、持参しているモバイルバッテリーに接続して電源を確保
- 人工呼吸器は船後の席の足元に、吸引器とモバイルバッテリーは隣に座る介助者の席に置く
- 約15時間の飛行で、2つのモバイルバッテリーの残量は40%以下に

2日目 パリからジュネーブへ



- 午前9時にホテル発、9時半にバスで出発
- 途中で4回ほど休憩を取り、丸々10時間かけてジュネーブの宿泊地に到着
- 船後の昼食はラコール
- 走行中も注意して吸引
- 電源はモバイルバッテリーを使用（到着時は2個とも20%台に突入）



（上）走行中も注意しながら吸引

（左）道中、ゲリラ豪雨も

5日目 公共交通機関 バリアフリーチェック



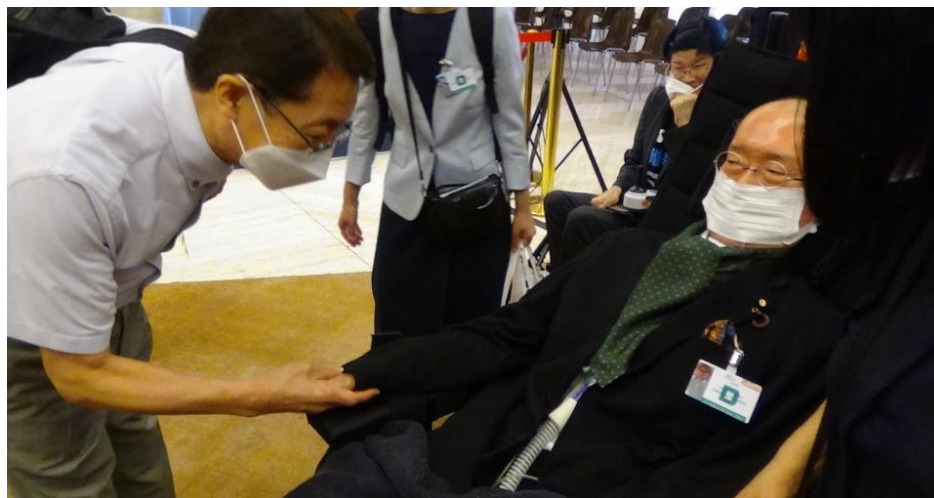
(上) 手動スロー
プで段差ゼロ

(左) 降車もス
ムーズ

- 会議終了後、最寄りのバス停からジュネーブ公共交通TPGのバスを利用
- 引き出し式のスロープを運転手が出し、スムーズに乗車
- 車内も船後の車いすがしっかり収納できる車いすスペースがあった。（同じ場所にベビーカーなら3台乗車できるほどのスペース）

現地でどのような活動をしたのか

- 障害者権利委員会と日本政府との建設的対話の傍聴
- 24条（教育）に関する当事者・教育関係者のロビイング傍聴
- 障害者権利委員（国別報告者等）との意見交換
- 市内公共交通（路線バス）のバリアフリーチェック



19日（金）12:00からのブリーフィングに、続々と集まる日本からの参加者たちと挨拶



19日14:00-14:35 24条に関するロビイング。国連地下カフェテリア奥の会議室にて。テーブル向かって左側の列2人目が国別報告者のヨナス・ラスカスさん。一人置いてキム・ミヨンさん。



対日本政府建設的対話を傍聴



副委員長のヨナス・ラスカスさん（リトアニア）



サラワラック・トングクアイさん（タイ）



キム・ミヨンさん（韓国）



議長のアマリア・エヴァ・ガ三オさん（メキシコ）



ロバート・マーチンさん（ニュージーランド）



ゲレル・ドンドブルジさん（モンゴル）

建設的対話の休憩時間、終了後に、障害者権利委員と活発に意見交換

政府の回答に対するフォローアップコメント

政府の回答

- 重度訪問介護の利用制限について、重度訪問介護利用者に対する就労特別支援事業を開始した。また国会活動中は、福祉サービスの費用を参議院が負担している。（厚生労働省）
- 学校教育法施行令を変えて、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意思を最大限尊重している（文部科学省）。
- 国は施設から出て地域で暮らす地域移行に取り組んでおり、地域生活のサービスの充実に努めている。

船後のコメント

- 地方自治体が実施する事業で、この事業を開始したのはまだ13自治体のみ。重度訪問介護の代替えにはならない。また、国会議員だけが特例的に費用を参議院が負、担するのは特例で納得していない。働く重度障害者が、誰でも重度訪問介護を受けられるよう、告示撤廃が不可欠。
- 就学先の決定権は最終的には自治体であり、自治体の判断と本人・保護者の希望が異なり、各地で多数の紛争が発生し、裁判に発展するケースもある。本人・保護者が選べる制度とはなっていない。
- 確かに地域移行に取り組んではいるが、退所した方が空いた分に新規に入所してしまい、特に知的障害者施設の入所者数はほとんど減っていない。施設から地域に移すだけでなく、入所者数自体を計画的に減らしていく必要がある。

障害者権利委員会による勧告から

- ・ 審査の結果、総括所見において64項目の懸念と勧告が出された。

そのうち、重要な勧告は

- ・ 「医学モデル」 ➡ 「社会モデル」 「人権モデル」 への転換
- ・ 政策決定過程における多様な障害者との協議の確保
- ・ 津久井やまゆり園事件を優生思想や能力主義的な考え方との闘いにおいて検証
- ・ 性別、年齢、民族、宗教、性自認との複合差別・交差差別禁止
- ・ すべての障害者に合理的配慮が提供されることを確保

- ・ 精神科医療における強制入院・治療廃止、地域生活支援の確保
- ・ 旧優生保護法における優生手術のすべての被害者救済
- ・ 障害児者の施設収容廃止。施設➡地域生活支援に資源をシフト
- ・ 分離特別教育の廃止。すべての障害のある生徒が、あらゆるレベルの教育において、合理的配慮と個別支援を受けられるように国家行動計画を採択
- ・ すべての障害児の普通学校への通学を保障
- ・ パリ原則に則った人権の保護に関する独立した国内人権機関を設立

権利委員会が求める社会像とは

- 勧告の中で委員会が特別に注意喚起したのが、19条「自立生活と地域社会へのインクルージョン」と24条「教育」
- 「障害の有無で分離した特別支援教育は、インクルーシブな社会で暮らしていく道のを否定し、将来、施設で暮らすことにつながる。**インクルーシブ教育なくして、障害のある人の自立生活はあり得ない**」（日本政府への総括所見を起草する国別報告者の一人・ラスカス委員）



- 誰をも排除しない社会。**全ての人が地域社会で自由と尊厳をもって自律的に暮らせるインクルーシブな社会**。逆に言えば、施設入所や強制入院、長期にわたる精神科病院への入院を必要としない社会を創る土台は、**小さい時から共に学び・育つこと**。